

長浜市有害鳥獣捕獲等事業 実施要領

第1 趣旨

長浜市有害鳥獣捕獲等事業の実施については、長浜市有害鳥獣捕獲等報償金交付要綱（平成29年4月1日告示第142号。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 実施区域

長浜市の全域とする。

第3 実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、捕獲については、捕獲状況により年度途中でも停止の措置を行うことがある。

第4 事業の内容

- (1) 農林水産被害にかかる有害鳥獣の捕獲及び捕獲個体の処分
- (2) (1)の実施にかかる箱わな、囲いわなの管理
- (3) 野生鳥獣出没等にかかる緊急出動及び現場対応

第5 報償金の額

交付要綱別表に定めるとおりとする。ただし、単年度ごとに市の予算額を限度とする。

第6 捕獲等の実施

捕獲等に当たっては、銃器及び箱わな、囲いわな、くくりわな（以下「わな等」という。）を用いて実施する。

(1) 鳥獣捕獲許可証（以下「許可証」という。）と従事者証

ア. 許可証又は従事者証に明記される捕獲方法、区域、期間、鳥獣種類、員数、処分方法及び条件を遵守し、それ以外の捕獲行為は行わないこと。

イ. 捕獲等の実施の際は、必ず許可証又は従事者証を携帯すること。

ウ. 捕獲等の実施の際は、必ず市が貸与する腕章（以下「腕章」という。）を着用して従事すること。ただし、毎年度当初において、前年度配布分の回収及び整理をする必要があることから、年度当初から当年度腕章が配布されるまでの期間についてはこの限りではない。

エ. 許可期間が終了したときは、30日以内に許可証又は従事者証及び腕章を市に返納すること。ただし、腕章については、許可期間を継続する別の許可があるときに限り継続して所持することができる。

オ. 上記エに関わらず、第3に定める実施期間が終了したときは、団体の代表者がとりまとめのうえ、30日以内に腕章を市に返納すること。

(2) 銃器による捕獲

ア. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）及び銃砲刀剣類所持取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「銃刀法」という。）並びに火薬取締法（平成二十五年法律第四十九号）等の関係法令を遵守し、適正に運用すること。

イ. 矢先の安全確認を十分に行い、人畜、建物、車両等危害の生ずるおそれのある方向

には発砲しないこと。

ウ. 空薬きょう等が現地に残らないよう、できる限り回収すること。

(3) わな等による捕獲

ア. 鳥獣保護管理法等の関係法令を遵守し、適正に運用すること。

イ. わな等の設置箇所は、市が指示する場合を除き、各従事者により選定するものとし、土地所有者等の承認を得た上で設置すること。

ウ. わな等の種類及び設置箇所は、現地の実情や従来の捕獲実績等を考慮し、最も効果的な方法を選定すること。

エ. 設置したわな等には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第12項に定める明示板を必ず掲示すること。

オ. 設置したわな等は、常に良好な維持管理状態にあるよう努めること。

カ. 使用できる箱わなは、上部に30cm角以上の大きさの脱出口を設けたものに限る。

キ. 使用できるくくりわなは、直径4mm以上のワイヤーによりもどし及び締め付け防止金具を備えるものであり、かつ、輪の直径（内径の最大長の直線に直角に交わる内径）が12cmを超えないものに限る。

(4) 止めさし

ア. 捕獲した鳥獣に、できる限り苦痛を与えない方法により行うこと。

イ. 銃器による止めさしが必要な場合は、止めさし許可（対象鳥獣、区域において銃器による捕獲の許可証又は従事者証の交付）を受けている者が行うこと。ただし、住宅地の付近等銃器の使用ができない地域においては、銃器以外の方法を用いて行うこと。

ウ. 止めさしによって生じた血だまりや残滓は現地に放置せず適正に処分すること。

(5) 捕獲個体の処分

捕獲した鳥獣については、許可証又は従事者証に明記される処分方法（焼却、埋設、利活用）により適正に処分すること。

(6) 緊急対応

ア. 市は、野生鳥獣の出没等により緊急に対応する必要があると判断したときは、必要かつ適切な対策を検討し、団体の代表者に対し緊急出動等の要請を行う。

イ. 市から要請を受けた団体の代表者は、内容に応じた適切な従事者を選定するとともに各従事者へ指示を行う。

ウ. 指示を受けた従事者は、現場に急行し必要な処置を行う。

エ. 団体の代表者は、現場の状況及び対応結果について市に報告する。

(7) 危険防止対策

ア. 捕獲等の実施にあたっては、関係機関・団体等との連絡調整を十分に図り、万全の危険防止対策を講じること。

イ. 周辺環境に配慮し、捕獲する方法及び実施期間等について地元住民及び関係者に十分周知すること。

ウ. 危険防止及び不測の事態を考慮し、できるだけ単身による従事を避け、数人による共同捕獲を行うこと。

第7 捕獲等の記録

捕獲等のあった実績は、次の各号に定める方法により記録及び保存すること。なお、市より確認検査の指示があったときは、関係書類等一式を市の指定する期日までに提出すること。

(1) ニホンジカの捕獲

捕獲個体ごとに、性別及び年齢（成獣又は幼獣）を判別したのち尻尾を切断し、市が指定する方法で記録写真を撮影すること。写真は、交付要綱に定める様式に貼り付けし、交

付申請時若しくは確認検査時に切断した尻尾とともに市に提出すること。なお、尻尾は1個体分ずつ袋詰めし、冷凍保存したものを提出すること。

ア. 性別の判別方法

性別は、角座の有無により判別する。

イ. 年齢の判別方法

年齢は、成獣と幼獣の2種類に分類する。捕獲個体の前足の付け根から尻尾の付け根までの寸法を計測し、50cm以上のものを成獣とする。記録写真を撮影する際は、メジャー等をあて、写真で寸法が確認できるように撮影すること。

(2) イノシシ、ニホンザル、外来獣の捕獲

捕獲個体ごとに、尻尾を切断のうえ市が指定する方法で記録写真を撮影すること。写真は、交付要綱に定める様式に貼り付けし、交付申請時若しくは確認検査時に切断した尻尾とともに市に提出すること。なお、尻尾は1個体分ずつ袋詰めし、冷凍保存したものを提出すること。

(3) 鳥類の捕獲

捕獲個体ごとに、市が指定する方法で記録写真を撮影すること。写真は、交付要綱に定める様式に貼り付けし、交付申請時若しくは確認検査時に切断した対足一組とともに市に提出すること。なお、足は冷凍保存したものを提出すること。

(4) 緊急対応

出動案件ごとに、市が指定する方法で記録写真を撮影すること。写真は、交付要綱に定める様式に貼り付けし、交付申請時若しくは確認検査時に市に提出すること。

(5) 捕獲機材管理

捕獲機材（箱わな、囲いわな。ただし、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲に係るものとする）ごとに、市が指定する方法で記録写真を撮影すること。写真は、交付要綱に定める様式に貼り付けし、設置位置図を添えて交付申請時若しくは確認検査時に市に提出すること。

第8 事故等

捕獲等において事故及び紛争が発生した場合は、当該従事者本人又は当該従事者が所属する団体が対処するものとし、一切の責任を負うものとする。

第9 有害鳥獣捕獲対策連絡会議

捕獲従事者の安全確保及び団体間の必要な連絡調整を行うための機関として、有害鳥獣捕獲対策連絡会議を設ける。詳細は別に定めるものとする。

(1) 本会議の招集は、必要に応じて市が行う。

(2) 団体の代表者は、本会議に出席し、代表者の出席がかなわない場合は、必ず代理人を出席させること。

(3) 団体の代表者は、本会議の決定事項を遵守するとともに、各従事者に遅滞なく周知すること。

第10 その他

(1) 団体の代表者は、各従事者の状況を常に把握することとし、危険防止に万全を期すること。

(2) 従事者自らによる安全管理により事故の防止及び違反行為のないよう、責任を自覚のうえ捕獲等にあたること。

- (3) 愛鳥週間においては、鳥類の捕獲等（追い払い含む）は自粛すること。
- (4) 捕獲等に要した諸経費（弾代、燃料費、機器類損料、保険料、捕獲個体の処分等）は報償金に含まれるものとする。
- (5) この要領に定めるもののほか、必要な事項又は不測の事態が発生したときは、第9で定める「有害鳥獣捕獲対策連絡会議」において協議のうえ決定する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。